

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成24年度
計画主体	松茂町

松茂町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 松茂町産業環境課
所在地 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
電話番号 088-699-8714
FAX番号 088-699-2141
メールアドレス sangyou@town.matsushige.tokushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス
計画期間	平成24年度～平成26年度
対象地域	徳島県板野郡松茂町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成23年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	果樹(ナシ等)	247万円、4.8 ha

(2) 被害の傾向

○カラス 果樹(ナシ等)への食害がある。隣接する市町村の山間部に集中して生息しており、収穫期の7月から8月にかけて被害が発生している。
--

(3) 被害の軽減目標

被害面積

指標	現状値(平成23年度)	目標値(平成26年度)
カラス	4.8 ha	3.2 ha

被害金額

指標	現状値(平成23年度)	目標値(平成26年度)
カラス	247万円	165万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲による捕獲従事者の円滑な捕獲活動を促すため、カラスの捕獲従事者に報奨金の支払いを行っている。	捕獲従事者の高齢化及び減少、銃器による捕獲が追い払い程度にとどまっている。
防護柵の設置等に関する取組	農家個人による防鳥ネットの設置等を行っている。	未設置地区もある。地形の制約から、設置効果に限界がみられている。

(5) 今後の取組方針

○カラス対策

被害が集中する時期に猟友会による捕獲及び追い払いを行い、被害の低減を図る。

ナシ農家に対して、JA及び農業支援センター等の関係機関の協力を得ながらネット柵の導入推進を図る。また、地域住民へも生活被害対策の啓蒙を行い、被害の軽減を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

下板地区猟友会	猟友会に依頼し、それぞれ担当地域を定めて有害鳥獣捕獲を実施する。
---------	----------------------------------

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
24	カラス	—
25	〃	カラス用ワイヤーの展示圃
26	〃	〃

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県が策定した第11次鳥獣保護事業計画との整合性を図ることはもちろんであるが、被害及び捕獲実績を基に下板地区猟友会等と協議し決定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	24年度	25年度	26年度
カラス	80	80	80

捕獲等の取組内容
(カラス) 有害鳥獣捕獲で対応。銃器による捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	24年度	25年度	26年度
該当なし	—	—	—

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
24	カラス	J Aや農家の方に聞き取り等を行い、被害の実態を把握する。
25	カラス	農家の方が主体的に被害防止対策に取り組めるよう、勉強会等を開催する。
26	カラス	勉強会等で検討した成果により実践し、農家の方が主体的に被害防止対策に取り組めるように体制を整備する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	役割
構成機関の名称	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
松茂農業協同組合	農作物の被害状況に関する情報提供
松茂梨生産組合	田畑の被害状況に関する情報提供
下板地区猟友会	有害鳥獣捕獲・駆除の実施
鳴門藍住農業支援センター	鳥獣被害対策への助言・指導等の支援

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カラスは捕獲後、焼却又は埋設処理する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
